

この書面は、当社のサービスの内容をご理解いただくために、特定商取引法第42条に基づきお渡しするもので、契約書ではありません。この書面の内容を十分にお読みください。

特定商取引法に基づく概要書面

1. 事業者の名称、住所、電話番号、事業代表者の氏名

システム・エボリューション株式会社
東京都中央区日本橋本石町 4-6-7 日本橋日銀通りビル7階
代表取締役社長 神野秀一

2. 役務の内容

(1) 役務の種類

SE・プログラマーを目指したいと考えている学生、社会人に対する教育サービス（EvoTech School）※詳細は別途当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 役務提供の形態又は方法

- ・当社オリジナルのマイクロラーニング形式の動画による自習方式（当社講師による演習問題の採点とフィードバックあり）
- ・Zoomを使用した、当社講師による補足説明や質問対応（事前予約制（回数制限あり））
- ・学習場所は自宅が標準。但し希望者は弊社学習室の利用も可（席数に限りあり）

(3) 役務を提供する時間数などの合計

自習方式のため、固定の役務提供時間数、受講時間数及び受講回数等はありません。標準の学習期間は3か月を想定していますが、修了が難しい場合は、最大で3か月の受講期間延長を可能とします。

（3か月でカリキュラムを修了するには、1週間あたり22時間の学習が標準となります）

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

受講にあたっては、当社からの購入が必要な商品はありません。

ただし、申込者ご自身でパソコンをご準備いただく必要がございます。

また、ご利用にあたり、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等はご自身でご準備ください。

4. 役務の対価（権利の販売価格）その他の支払わなければならない金銭の概算額

(1) 受講料

300,000円（税込）

5. 上記の金銭の支払時期、方法

申込者は、当社に対し、前項に定める受講料を、当社が定める以下の支払い期限までに以下に定める方法により支払うものとします。

(1) 受講料

以下の方法によるものとします。

なお、10日前までにお支払いがない場合は、受講日を変更していただく可能性があります。

- ・銀行振込一括払い（振込期限については、受講開始日の10日前までとします。振込手数料は申込者にてご負担ください。）

6. 役務の提供期間

受講開始日から3か月が契約期間となります。ただし、申込者の申請により、1か月ずつ最大3か月まで受講料無償にて契約を延長します。

7. クーリング・オフに関する事項

クーリング・オフについて

I 契約の解除（クーリング・オフ）を行おうとする場合

- ① クーリング・オフを行おうとする場合には、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、申込者は書面または電磁的記録（電子メールの送付等）をもって契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は解除する旨の書面又は電磁的記録を発したときに生ずるものとします。
- ② 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより申込者が誤認、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、申込者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリング・オフ）があった場合

- ① 申込者は損害賠償及び違約金等を請求されることはありません。
- ② 申込者は既に受講した場合または施設を利用した場合でも、対価の支払い義務はありません。
- ③ 当社が、当該契約に関して金銭を受領している場合は、速やかに、全額を返金いたします。

8. 中途解約に関する事項

申込者は、クーリング・オフ期間経過後であっても、中途解約を行うことができます。中途解約は月単位とし、月の途中で解約を申請された場合であっても、その月末まではサービス提供を継続いたします。

申込者が中途解約した場合、当社は以下の定めに従い、受講料及び解約料の請求を行うものとします。ただし、当社が以下に定める受講料及び解約料の合計額を超過して受講料等を受領していた場合、当該超過分の受講料等について申込者に返金します。

(1) 本サービスの受講開始前

10,000 円（解約手数料として）

(2) 本サービスの受講開始後

① 中途解約月までに提供された本サービスの対価に相当する額

・ 受講料月単価(100,000 円)×受講開始月から中途解約月までの月数

② 10,000 円（解約手数料として）

※ 3か月を超えて受講期間を延長している場合は、途中で研修を辞めても解約手数料は発生しません。

③ 返金額 = 受講料 - (①の金額) - (②の金額)

<注意事項>

中途解約に伴う受講料等の返金にかかる手数料は当社の負担といたします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

クレジットカードによる販売は行っておりません。

また、受講料の分割納入についても対応しておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときには、その内容

特約はありません。